公告



శ్ర

法第四条第一項の申請書は、教育、保育等を総合的に提供する施設の認定申請

法第三条第一項又は第二

12月28日

(木曜日)

(こども未来課)………一就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

目

次

ここに公布する。 就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則を

平成十八年十二月二十八日

Щ

П

山口県知事 _ 井 関 成

山口県規則第百四十五号

則 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細

(趣旨)

第一条 どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例(平成 十八年山口県条例第五十五号) に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとす する法律 (平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。) の施行について、 十八年文部科学省令・厚生労働省令第三号。以下「省令」という。) 及び就学前の子 前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成 この規則は、 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関

平成 18 年 2 第二条 (認定の申請等) 書(別記第一号様式)によらなければならない 知事は、法第四条第一項の規定により教育、保育等を総合的に提供する施設の認定

(保育所に係る認定の有効期間の更新の申請) る施設の認定申請書を提出した者に対し書面により通知する。 項の認定をするかどうかの決定をし、その結果を当該教育、保育等を総合的に提供す 申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、

第三条 省令第五条の申請書は、教育、保育等を総合的に提供する施設の認定有効期間 更新申請書(別記第二号様式)によらなければならない

(変更の届出)

第四条 変更届(別記第三号様式)を知事に提出しなければならない。 法第七条第一項の規定による届出をしようとする者は、 認定こども園周知事項

省令第六条第一号の知事が定める数は、十とする。

兀

2

3 更とする。 省令第六条第二号の知事が定める変更は、一日の標準的な教育及び保育の内容の変

(報告の方法等)

2

第五条 省令第七条の知事の定める日は、毎年四月三十日とする。

前年の四月一日からその属する年の三月三十一日までの間における次に掲げる事項と 省令第七条第二号の知事が定める事項は、同条の報告書を提出する日の属する年の

認定こども園が提供するサービスの利用状況

二 子育て支援事業その他認定こども園が有する教育及び保育の機能を発揮する事業 の実施状況

職員の研修の実施状況

認定こども園の管理及び運営の状況の評価その他の措置及びその結果の公表の実

は、当該変更の内容 法第四条第一項に規定する書類に記載された内容に変更があった場合にあって

省令第七条第三号の知事が定める事項は、一日の標準的な教育及び保育の内容とす

(その他)

3

第六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、 別に定

附 則

別記

第1号様式(その1) (第2条関係)

(幼保連携施設以外の場合)

教育、保育等を総合的に提供する施設の認定申請書

山口県知事 燕

郵便番号

併

田

Ш

申請者 形 Æ 严

祖嗣 加

細) (1)

定により、関係書類を添えて申請します。 の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規 下記のとおり教育、保育等を総合的に提供する施設の認定を受けたいので、就学前

子が続けて記されていまる。	정じ	認定こどなるべき	認定こど	施設の収 入所定員	認定を3 種別		超る記述する		旭京	
接どの事も	保育の目 な内容	もお園の	ごも園の名称	X容定員又は 員	:受ける施設の		おいて保育するの数	i	所在地	加容
					1 幼稚園 2 保育所 3	保育に欠ける子ども以外の子ども	保育に欠ける子ども	区分		
					認可外保育施設	\	\forall	満3歳未満		
					施設	>	\rightarrow	満3歳以上		
				>		>	\succ	빰		

添付書類

第3条第1項各号に掲げる要件に適合していることを証する書類 申請に係る施設が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び 代表者の氏名を記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。 「認定を受ける施設の種別」欄は、該当するものの番号を で囲むこと。

添付書類 申請に係る施設が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条第2項各号に掲げる要件に適合していることを証する書類 注 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表 者の氏名を記入すること。 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第1号様式 (その2) 、幼保連携施設の場合) (第2条関係)

教育、 保育等を総合的に提供する施設の認定申請書

年

田

Ш

山口県知事

蒸

譜者 朝住氏 郵住氏

₩

(重) (配便 (招籍 (記) (記) (記) 無無無罪 化甲烷 电压力 画

緗 ⊕

۵

語語

画

쀤

定により、 の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規 下記のとおり教育、 関係書類を添えて申請します。 保育等を総合的に提供する施設の認定を受けたいので、 就学前

認定こども園の長となるべき者の氏名
教育及び保育の目標並びに主な内容
子育で支援事業のうち認定こども園が実施するもの 鄉 疋 泚 推 氜 籴 改 ごこども園の名称 こども園の長となるべ の氏名 保育所・認可外保育 施設の別 入 所 定 員 施設において保育する子どもの数 絔 絔 듗 施設において保育する子どもの数 깺 焽 喲 മ座 20年 卍 佰 侑 答 书 具称地 保育に欠ける子ども 保育に欠ける子ども以外の子ども 保育に欠ける子ども 保育に欠ける子ども以外の子ども |X||X|分 分 満未3 満未3 癜瓶 癜瓶 **ᄣ**又 能又 w w ·振· 歳ー 빡 맫

山

П

紦 2号様式 (第3条関係)

教育、 保育等を総合的に提供する施設の認定有効期間更新申請書

併 田

Ш

山口県知事 蒸

申請者 郵便番 $\widehat{\mathbb{H}}$ 严 Δİ

珉 伽

招贈) 回

細)

たいので、 5条第2項の規定により申請します。 下記のとおり教育、 就学前の子どもに関する教育、 保育等を総合的に提供する施設の認定の有効期間の更新を受け 保育等の総合的な提供の推進に関する法律

쀤

現に受けていの有効期間	認定こと	il.	
けている認定 明間	認定こども園の名称	所 在 地	名称
併			
月			
日から			
弁			
月			
日まで			

Ή 者の氏名を記入すること。 申請者の住所及び氏名は、 法人にあっては、 その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする、

山口県知事 蒸

嵺 副 ۲۱

ども園周知事項

紁

圉 画

年

Ш

Ш

郵便番号

 \mathbb{R}

定 伯

福雷語

届出者

画

凩 $\widehat{\mathbb{H}}$ 郵便番号

严 伽

語

より届け出ます。 どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第7条第1項の規定に 下記のとおり認定こども園について周知された事項を変更したいので、就学前の子

ᄠ

贫 贫 変更の内容 贫 認定こども園の名称 囲 圕 小 囲 9 定 併 ## 变更後 变更前 阻 Ш Ш ⊞ 垣 併 囯 Ш

Щ

者の氏名を記入すること 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表

備光 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする



(六四九)山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

の計画を次のとおり公表します。 う。) を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後 の規定により、 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (平成八年法律第七十七号) 第四条第七項 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画 (以下「計画」とい

平成十八年十二月二十八日

山口県知事 _

井 関 成

細) 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

基本理念 展を図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的 においても同様な傾向を示しているものが多くなっている。 今後とも水産業の発 我が国周辺水域における海洋生物資源は、低水準、減少傾向にあり、本県海域

に利用していくことが必要である。

2 このようなことから、県としては、国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資 係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するととも 知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関 源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的 より、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。 海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講じることに

漁獲量及び漁獲努力量の管理

な管理措置を講じる。 定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、 資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第 適切

2 について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる。 国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量

3 な指導及び監督を行う。 漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、

資源回復計画の推進

 (Ξ)

緊急に資源の回復を図ることが必要な海洋生物資源について、漁獲努力量の削減

山

作成するとともに、それに基づく具体的な取組を総合的に進める。 をはじめ、資源の積極的な培養、漁場の環境の保全等を内容とする資源回復計画を

二 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量の管理の対象となる数量に関する 事項

基づき、 まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に 年及び平成十九年の管理の対象となる期間及び数量は、次のとおりである。ただし、 本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成十八 数量を変更することがある。

せることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要がある。 れる第一種特定海洋生物資源については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加さ また、 過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少ないと認めら

5 8 1.	5 5 5 1 1	まさば及びごまさば		まさば及びごまさば		まあじ		区分
平成十九年一月から同年十二月まで	平成十八年一月から同年十二月まで	平成十九年七月から平成二十年六月まで	平成十八年七月から平成十九年六月まで	平成十九年一月から同年十二月まで	平成十八年一月から同年十二月まで	平成十九年一月から同年十二月まで	平成十八年一月から同年十二月まで	期間
若干	若干	若干	若干	若干	若干	五、〇〇〇トン	六、〇〇〇トン	数量

源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量について、 第一種特定海洋生物資

画に基づき、数量を変更することがある。 年及び平成十九年の数量について、採捕の種類別の数量は、次のとおりとする。 ただ 本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成十八 まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計

なお、 海域別及び期間別の数量は、定めない

(四)

するめいか

られる漁業については、 響が少ないと認められる漁業については、「若干」とし、ほとんど影響しないと認め また、過去において漁獲実績があるものの、第一種特定海洋生物資源に対して、 明示しないこととする。

(以下「大型 若干	" " ま 区 あ じ 分	"	"	"	"
つ。) 種類 四、八〇〇トン 若干 若干 若干 若干 若干 若干 お子	敷網漁業 小型まき網漁 採	小型まき網角	敷網漁業	すくい網漁業	定置漁業権に
若干若干不成十八年		業		<i>></i> K	こいう。)
八〇〇トン	類				業(以下「大型
若若开开解,不成十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	若干若干	若干	若干	若干	若干
ト	若干	若干	若干	若干	若干

第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

まあじ

兀

ため、当該漁業者間の話合いを進める。 中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進する

させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。 資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加 また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、

まいわし

させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。 資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、 力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。 また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、 中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努 現状の漁獲努力量を増加

まさば及びごまさば

させることなく、 力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。 資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加 また、小型まき網漁業、 中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努 漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。 敷網漁業、 すくい網漁業及び大型定置漁業については、

とおりとする。

十八年及び平成十九年の量について、採捕の種類別、

海域別又は期間別の量は、

次の

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成

海域別又は期間別の量に関する事項

物資源の採捕の種類別、

第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量について、

第二種特定海洋生

Щ

るように努める。 大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しなが 現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度とな

さわら

網漁業さわら・たい・まながつお流さし

周防灘

三十日まで日から同年十一日

月

≒

四五五五

三十日まで日から同年十一月平成十八年九月一

Ę

四五五

五 る事項 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量の管理の対象となる量に関す

域及び期間並びに量は、次のとおりである。 十八年及び平成十九年の管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成

L1	まこだ		₹ ₽	5		X
			<u> </u>	Ď		分
る。) う 万	重小 魚型 後機		されで決然が美			採
か て ヨ	え船 が底 E び		が名	E A		捕
終第二	操き 解 角		3	É		の
	業					種
(2) (3) (3)	(手 編 第 第 二					類
厚防漢		济 戸 戸 済	頭 =	湃 戸 戸 注	頭 =	海
漢	维	P %	₽	洋	₽	域
日まで同年二年	日まで同年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	三十日まで日から同年十一年成十九年九日	三日平 十か成 日ら十 ま同八	十一日まで日から同年上	十一日まで 日から同年七月二 平成十八年六月一	期
年年 二 月月 十一	年年 二月 月月 十一	で年年 十九 一月 月一	二十日まで口から同年十一月半成十八年九月一	で年年 七六 月月 三一	で年年 七六 月月 三一	間
		=	<u>=</u>	九	九	量(隻日)
一、六八五	六八五	四 五 五	三、四五五	九, 000	九、000	図日)
			八			

第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項 日まから同年 — 月月 十一 六八五

いまこがれ

網漁業及びけた網漁業に限る。) 小型機船底びき網漁業 (えびこぎ

周防灘

_

万月

六八五

事に報告されるような体制の整備を進める。 るとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知 瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導す

調査及び研究の充実強化を更に進める。 況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、 詳細かつ正確な資源状

	分分
	採
	捕
	の
	種
	類
び安 伊芸 予灘 灘及	海域
十日平 日か成十 日ら同八年 で年-	期
で年六月三一	間
九 〇 〇	量(隻日)

十一日まで平成十九年六月一

九

000

金二千七百円 (送料共)

平成十八年十一

月月

発発 行行 人所

山山 $\square_{\,\square}$

県 知県 事庁

定価

一箇月